

## 沖縄県総合運動公園の管理に関する重要事項

令和7年8月26日の第2回都市公園指定管理者制度運用委員会において、沖縄県総合運動公園他6公園の令和6年度実績に係るモニタリングの実施結果を検証し、適切に実施されているとの評価を得たところである。その後、沖縄県総合運動公園の管理に関する重要事項について、審議が必要となる管理運営が判明したことから、下記のとおり、第4回都市公園指定管理者制度運用委員会を開催して検証を行ったものである。

### 記

1. 施設名：沖縄県総合運動公園
2. 開催日時：令和8年1月14日
3. 開催場所：沖縄県庁 7階第4会議室
4. 出席者：委員5人中 4人出席  
(会長) 沖縄女子短期大学教授 渡久地 啓  
(委員) 山元知子税理士事務所所長 山元 知子  
(委員) 一般社団法人沖縄県建築士事務所協会理事 當山 勝史  
(委員) 社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会事務局長 仲本 潔  
(事務局) 土木建築部都市公園課  
(指定管理者) 株式会社トラステック (沖縄県総合運動公園)
5. 検証事項：沖縄県総合運動公園の管理に関する重要事項
  - (1) 件名：
    - ・沖縄県総合運動公園にて開催される大型イベント時に係る公園利用許可の運用について
  - (2) 内容
    - ・沖縄県総合運動公園において、慢性的な駐車場不足の問題により、過去の大型イベント開催時において、一般利用者から予約していた施設の利用ができないなどの苦情が多数寄せられていた。
    - ・そのような状況を踏まえて、指定管理者は県と事前協議を実施することなく、大型イベント開催の許可要件として、主催者と協議の上、利用予定のない一部施設を含めて借用させ、閉館する運用を行っていた。
    - ・その際、閉館に係る収入減を補填するため、主催者から利用予定のない一部施設の利用料金を徴収していた。

### (3) 県の意見及び対応

- ・公園施設の利用に係る重要な案件であり、指定管理者が県と事前協議を実施せず一部施設を閉館したことは不適切である。
- ・一部施設の閉館に係る収入減を補填するため、主催者に施設の借用を求めて利用料金を徴収することは不適切である。
- ・指定管理に係る適格性の判断について、本件は慢性的な駐車場不足の問題を起因としているが、正当な理由なく施設の利用を拒んだり、不当な差別的取扱いをしているものではないことから、地方自治法第244条の2第11項に照らし、指定取消し事由に該当しないと考える。
- ・指定管理者に対して、文書により業務の改善勧告を実施している。
- ・指定管理者制度運用委員会の結果を県のホームページで公開する。
- ・慢性的な駐車場不足を改善するため、県は駐車場増設について検討する。

### (4) 指定管理者の改善策

- ・主催者が利用予定のない施設は一般開放する。
- ・一般利用者の利用に支障が出ないように、事前予約は受け付けず、施設窓口及び電話対応で当日の駐車場の空き状況や交通渋滞状況を説明した上で予約を受け付ける。

## 6. 検証方法

- (1) 事務局による重要事項の説明
- (2) 指定管理者からの意見聴取
- (3) 委員からの質疑・意見

## 7. 検証結果

- (1) 指定管理の適格性について、地方自治法第244条の2第11項に照らし、指定取消し事由に該当しない。
- (2) 大型イベント開催時における公園利用のさらなる改善策について、以下の委員意見を踏まえて、県と指定管理者が連携して検討すること。

(主な意見)

- ・シャトルバス運用や近隣駐車場活用など、主催者側の取組を強化すること
- ・公園駐車場の混雑情報について、分かりやすい周知に取り組むこと
- ・主催者及び一般来園者が利用可能な施設については、積極的に借用させること

- (3) 県は、慢性的な駐車場不足の改善に向けて、駐車場増設について検討すること。

## 8. 会議の公開状況：公開